
プロジェクト リース

項目 第 495 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 495 回企業会計基準委員会（2023 年 2 月 7 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の改正案（企業会計審議会及び ASBJ が公表している会計基準等の改正案）

2. 使用権資産の減損会計の適用に関するガイダンスや設例を設けない事務局提案に関して、事務局による分析に納得感はある。ただし、公開草案で意見が寄せられることを想定して、審議資料に記載された内容を結論の背景に記載することを検討いただきたい。

「リースに関する会計基準」（本文）の文案の検討

（範囲に関する意見）

3. 貸手による知的財産のライセンスの供与については、改正リース会計基準を適用しないことが提案されているが、ソフトウェアとハードウェアは不可分で一体となることがあり、両者を切り分けて会計処理することは実務的な負荷が大きいと考える。我が国と他国の商慣行の差異にも留意した上で、このような場合の取扱いを検討いただきたい。

（開示に関する意見）

4. 会計基準において開示に関する詳細な定めは適用指針に置かれている旨を記載いただきたい。
5. 注記事項について、まず借手と貸手に分けたうえで、それぞれに 3 種類の注記事項（会計方針の注記、リース特有の取引に関する情報並びに当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報）があることを分かり易く記載いただきたい。

6. 使用権資産に係る減価償却費の注記について、当該金額を損益計算書の科目ごとに区分して注記することまでは求めていないと理解しており、それが文案で分かるようにしていただきたい。

「リースに関する会計基準の適用指針」(本文)の文案の検討

(借手のリース期間に関する意見)

7. 設例で使用されている「経済的インセンティブ」という用語は、IFRS 第 16 号におけるリース期間に関する定めにおいて重要な要素であると理解している。借手のリース期間については、IFRS 第 16 号と整合性を図っているため、改正リース適用指針の本文において「経済的インセンティブ」に関する説明を記載いただきたい。

「リースに関する会計基準の適用指針」の文案の検討(設例(リースの識別を除く)及び参考)

(借手のリース期間に関する意見)

8. 借手が延長オプションを行使すること又は解約オプションを行使しないことが合理的に確実であるかどうか判定するにあたり考慮する要因について、本文と設例 7-2 で記載が異なるため、整合性を図ることができないか検討いただきたい。

以 上